

令和元年第3回

久留米広域市町村圏事務組合議会臨時会会議録

令和元年10月9日

令和元年第3回久留米広域市町村圏事務組合議会臨時会会議録

- 1 招集年月日 令和元年10月9日(水)
- 2 招集場所 ホテルマリターレ創世 東館2階 日月の間
(久留米市東櫛原町900)

3 出席議員 (15名)

1番 永田 一伸 君
3番 石井 秀夫 君
4番 田中 功一 君
6番 大熊 博文 君
7番 佐藤 晶二 君
8番 川野栄美子 君
9番 平木 一朗 君
10番 入江 和隆 君
11番 佐々木益雄 君
12番 山田 忠 君
13番 櫛川 正男 君
14番 組坂 公明 君
15番 安丸眞一郎 君
17番 中島 和正 君
18番 中島 宗昭 君

4 欠席議員 (3名)

2番 中村 博俊 君
5番 田中 良介 君
16番 高橋 直也 君

5 地方自治法第121条に基づく出席者

【執行部】

組合長 大久保 勉 君
副組合長 倉重 良一 君
副組合長 加地 良光 君
副組合長 高木 典雄 君
副組合長 安丸 国勝 君
副組合長 境 公雄 君
代表監査委員 権藤 満 君
会計管理者 井上 益規 君

【事務局】

| | | |
|--------------|-------|---|
| 事務局理事(兼)事務局長 | 衛本みどり | 君 |
| 事務局次長 | 深町 豪 | 君 |
| 主任主事 | 福田 元気 | 君 |

【消防本部】

| | | |
|---------------|-------|---|
| 消防長 | 秋吉 弘章 | 君 |
| 消防次長 | 高木 昌一 | 君 |
| 参与 | 田中 嘉親 | 君 |
| 久留米消防署長 | 川島父三男 | 君 |
| 三井消防署長 | 執行 悟 | 君 |
| 浮羽消防署長 | 橋本 俊之 | 君 |
| 三潁消防署長 | 坂本 武英 | 君 |
| 大川消防署長 | 平山 文彦 | 君 |
| 総務担当次長(兼)総務課長 | 江頭 宣昭 | 君 |
| 人事研修課長 | 長谷 義 | 君 |
| 予防課長 | 出利葉 操 | 君 |
| 救急防災課長 | 轟 仁 | 君 |
| 救急防災課救急主幹 | 村田 康裕 | 君 |
| 情報指令課長 | 岡部 幸則 | 君 |

6 議事日程

日程第1 議席の指定

日程第2 会期の決定

日程第3 議長の選挙

日程第4 諸般の報告

日程第5 認定第1号 平成30年度久留米広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第2号 平成30年度久留米広域市町村圏事務組合ふるさと振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第3号 平成30年度久留米広域市町村圏事務組合小児救急医療支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第4号 平成30年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 9 第 9 号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についての専決処分について
- 日程第 10 第 10 号議案 久留米広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の専決処分について
- 日程第 11 第 11 号議案 交通事故による損害賠償の専決処分について
- 日程第 12 第 12 号議案 交通事故による和解契約締結の専決処分について
- 日程第 13 第 13 号議案 久留米広域市町村圏事務組合手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 第 14 号議案 財産（高規格救急自動車）の取得について
- 日程第 15 第 15 号議案 財産（小型水槽付消防ポンプ自動車）の取得について
- 日程第 16 第 16 号議案 財産（救助工作車）の取得について
- 日程第 17 第 17 号議案 久留米広域市町村圏事務組合監査委員の選任について
- 日程第 18 会議録署名議員の指名

◎ 開 会

○副議長（榎川正男君）改めまして、こんにちは。副議長の榎川でございます。

議長が選挙されますまでの間、議事進行を務めさせていただきますので、どうぞご協力よろしくお願いたします。

それでは、只今から、令和元年第 3 回久留米広域市町村圏事務組合議会臨時会を開会いたします。

◎ 日程第 1 議席の指定

○副議長（榎川正男君）本日の会議を開きます。

それでは、日程第 1、「議席の指定」を行います。

本年 4 月に、久留米市、大川市及び大木町、9 月に大刀洗町の議会議員選挙が実施されたことに伴い、組合議会議員の改選が行われております。

よって、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、この度当選されました議員の議席を指定いたします。

永田 一伸 議員は、1 番に、
中村 博俊 議員は、2 番に、
石井 秀夫 議員は、3 番に、
田中 功一 議員は、4 番に、
田中 良介 議員は、5 番に、
大熊 博文 議員は、6 番に、
佐藤 晶二 議員は、7 番に、
川野 栄美子 議員は、8 番に、
平木 一朗 議員は、9 番に、
安丸 眞一郎 議員は、15 番に、
高橋 直也 議員は、16 番に、
中島 和正 議員は、17 番に、
中島 宗昭 議員は、18 番に、
以上のおおりに指定をいたします。

◎ 日程第 2 会期の決定

○副議長（榎川正男君）次に、日程第 2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思えます。

これにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

◎ 日程第 3 議長の選挙

○副議長（榎川正男君）日程第3、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、1番、永田一伸議員を議長に指名をいたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました永田一伸議員を、議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、永田一伸議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました永田一伸議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

永田一伸議員に議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長（永田一伸君）皆さん、こんにちは。

只今、議長に選任されました、永田でございます。

これから、議会の円滑な運営と、当圏域の発展のために、しっかりと努力をしていきたいと思っております。どうか皆様方のご支援、ご協力をよろしく願いいたします。当選のご挨拶といたします。

どうぞ今後ともよろしく願いいたします。（拍手）

○副議長（榎川正男君）就任のご挨拶が終わりました。

永田議長、議長席にお着きを願います。

ご協力ありがとうございました。

◎ 日程第4 諸般の報告

○議長（永田一伸君）それでは、早速参りたいと思います。

日程第4、「諸般の報告」を行います。

組合長から報告第1号 平成30年度 久留米広域市町村圏事務組合 広域消防特別会計 継続費 精算報告が行われております。

この報告について、質疑はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

それでは、これをもって諸般の報告を終わります。

◎ 日程第5 認定第1号

◎ 日程第6 認定第2号

◎ 日程第7 認定第3号

◎ 日程第8 認定第4号

○議長（永田一伸君）次に、日程第5、認定第1号「平成30年度久留米広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第8、認定第4号「平成30年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計歳入歳出決算の認定について」までの4件は、いずれも決算案件であり、関連がありますので、一括して議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長（大久保勉君）皆様、こんにちは。

本日、ここに令和元年第3回組合議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から当組合の運営に対しまして、多大なるご支援、そしてご協力を賜っております。このことに関して、この場をお借りしまして感謝を申し上げます。

まず、このたび令和元年8月の前線に伴う大雨におきましては、佐賀県、福岡県、長崎県に大雨特別警報が発表され、本圏域におきましても多数の被害が発生したところでございます。犠牲となられました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

また、この大雨への対応のため、8月28日に予定いたしておりました令和元年第2回組合議会定例会は開催に至りませんでした。このことをご報告いたしたいと思っております。

さて、本年5月に行われました久留米市議会、大川市議会及び大木町議会、先日行われました大刀洗町議会において当組合議会議員に選出されました議員の皆様におかれましては、本圏域の発展のため、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

そして、先ほど議長に選任されました永田議長におかれましては、お祝い申し上げますとともに、今後ともご指導を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、事前にお配りしております議案に加えまして、監査委員の選任議案を提出させていただいているところでございます。どうか十分にご審議のうえご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、認定第1号から認定第4号につきまして、一括してご説明を申し上げます。

この4件の決算は、いずれも地方自治法第233条各項の決算に関する規定によりまして、会計管理者から決算に係る書類の提出を受け、監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見書及び事業実績報告書を添えて認定を求めるところでございます。

まずは、認定第1号 平成30年度一般会計についてでございます。

歳入決算額は、3,490万8,327円でございます。予算現額に対する収入率は、101.1%となっております。

歳出決算額は、3,195万7,861円でございます。予算現額に対する執行率は、92.6%となったところでございます。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額295万466円は、翌年度に繰り越したしております。

続きまして、認定第2号 平成30年度ふるさと振興事業特別会計についてでございます。

歳入決算額は、2,157万720円でございます。予算現額に対する収入率は、104.9%となっております。

歳出決算額は、1,439万9,581円でございます。予算現額に対する執行率は、70.0%となったところでございます。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額717万1,139円は、翌年度に繰り越したしております。

続きまして、認定第3号 平成30年度小児救急医療支援事業特別会計でございます。

歳入決算額は、3,527万265円でございます。予算現額に対する収入率は、100.2%となっております。

歳出決算額は、3,349万6,436円でございます。予算現額に対する執行率は、95.2%となっているところでございます。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額177万3,829円は、翌年度に繰り越したしております。

続きまして、認定第4号 平成30年度広域消防特別会計についてでございます。

歳入決算額は、45億1,587万2,530円でございます。予算現額に対する収入率は、104.6%となっております。

歳出決算額は、40億7,820万2,806円でございます。予算現額に対する執行率は、94.5%となっているところでございます。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた4億3,766万9,724円を翌年度に繰り越しているところでございます。

以上で、4件の決算の説明を終わり、詳細は、担当に説明をさせます。何卒、慎重なるご審議のうえ、満場のご賛同を賜りますようお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（永田一伸君）これより担当者からの説明を求めます。

○事務局理事（衛本みどり君）議長。

○議長（永田一伸君）衛本事務局理事。

○事務局理事（衛本みどり君）事務局の衛本でございます。

私の方から、事務局が所管いたします、一般会計、ふるさと振興事業特別会計、小児救急医療支援事業特別会計につきまして、決算附属書類の事項別明細書により、ご説明させていただきます。

まず、一般会計でございます。

決算附属書類の1ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目1節 経常費負担金 3, 222万円は、事務局の経常経費に係る構成市町の負担金でございます。

内訳は、事務費相当額 450万円、構成市町からの事務局派遣職員3名に係る人件費相当額 2, 772万円でございます。

3款1項1目1節 繰越金 268万6, 850円は、前年度からの繰越額でございます。

2ページをお願いいたします。

4款、諸収入は、2項1目1節 雑入 1, 477円を収入しており、歳入総額は、3, 490万8, 327円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款、議会費 176万6, 207円は、組合議会の運営に係る経費で、組合議会議員18名分の議員報酬及び組合議会の会場使用料でございます。

2款、総務費は、事務局運営に係る経常経費で、1項1目2節 給料 73万1, 999円は、正副組合長6名分の給料でございます。

4節 共済費 9万2, 228円及び7節 賃金 49万3, 128円は、臨時職員4ヶ月分の経費でございます。

11節 需用費 37万9, 115円は、事務用品等の消耗品費、議案書等の印刷製本費が主なものでございます。

4ページをお願いいたします。

12節 役務費 14万2, 945円は、電話料金及び切手代の通信運搬費でございます。

19節 負担金・補助及び交付金 2, 812万739円は、事務局職員派遣元の久留米市及び大川市に対します人件費負担金でございます。

2項、文書広報費 4万9, 500円は、附属機関であります情報公開・個人情報保護審議会委員9名分の委員報酬でございます。

4項、監査委員費 10万円は、監査委員2名分の委員報酬でございます。

5ページをお願いいたします。

以上、歳出総額は、3, 195万7, 861円でございます。

次に、ふるさと振興事業特別会計でございます。

9ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款、財産収入は、ふるさと振興基金の運用収入でございます。1項1目1節 利子及び配当金は、保有しております国債の利子収入1, 100万円でございます。

2款1項1目1節 繰越金 1,024万468円は、前年度からの繰越額でございます。

3款、諸収入 33万252円は、結婚サポート事業に係るイベント参加料が主なものでございます。

10ページをお願いいたします。

以上、歳入総額は、2,157万720円でございます。

11ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款、事業費は、各種ふるさと振興事業を実施するために要する経費でございまして、4節 共済費 14万273円及び7節 賃金 74万6,140円は、臨時職員6ヶ月分の経費でございます。

8節 報償費 5万9,674円は、ラジオ放送「ちくご路かわら版」の聴取者に対する地場産品のプレゼント代が主なものでございます。

9節 旅費 71万1,460円は、構成市町が共通する行政課題の調査、研究のために実施いたしました研修に係る講師派遣及び先進地調査に係る参加者の費用弁償 41万5,480円 及び事務局職員の出張旅費 29万5,980円でございます。

11節 需用費 32万1,232円は、事務用品等の消耗品費及び結婚サポート事業のイベント開催に係る食糧費が主なものでございます。

12節 役務費 67万2,218円は、ドリームスFMラジオ放送「ちくご路かわら版」の広告料 54万円が主なものでございます。

13節 委託料 88万5,376円の内訳は、当組合ホームページ「ちくご遊学」の更新及び保守管理に係るインターネット情報提供業務委託料 25万9,956円、年2回発行のイベントカレンダー作成業務委託料 21万6,000円、及び結婚サポート事業の司会業務等の委託料 40万9,420円でございます。

14節 使用料及び賃借料 93万7,208円は、事務局公用車の年間リース料 43万8,048円、インターネット行財政情報サービス使用料 41万4,720円が主なものでございます。

19節 負担金・補助及び交付金 10万円は、筑後川フェスティバルを実施する団体に対する助成金でございます。

12ページをお願いいたします。

28節 繰出金 982万6,000円は、小児救急医療支援事業の運営に要する費用といたしまして、当該特別会計へ繰り出したものでございます。

以上、歳出総額は、1,439万9,581円でございます。

次に、小児救急医療支援事業特別会計でございます。

15ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目1節 保健衛生費負担金 1,716万9,000円の内訳は、構成市町負担金 1,297万9,000円、鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町及び吉野ヶ里町からの近隣市町協力金 419万円でございます。

2款1項1目1節 保健衛生費補助金 640万2,000円は、福岡県からの救急医療施設運営費等補助金でございます。

3款1項1目1節 繰入金 982万6,000円は、ふるさと振興事業特別会計からの繰入金でございます。

4款1項1目1節 繰越金 187万3,265円は、前年度からの繰越額でございます。

16ページをお願いいたします。

以上、歳入総額は、3,527万265円でございます。

17ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款 小児救急運営費は、小児救急医療支援事業を運営するために要する経費でございます。1項1目1節 報酬 8万2,500円は、久留米広域小児救急医療支援事業運営委員会の委員8名分の委員報酬でございます。

13節 委託料 7万200円は小児救急センターのチラシ及びポスター作成業務に係る委託料でございます。

19節 負担金・補助及び交付金 3,332万4,192円は、久留米広域小児救急センター運営及び小児科医研修事業への補助金でございます。

内訳は、小児救急センターに出務する医師の人件費等として久留米医師会に対して2,048万円、看護師及び事務員の人件費等といたしまして聖マリア病院に対して1,084万4,192円、小児科医研修事業を実施します久留米大学に対しまして200万円でございます。

以上、歳出合計は、3,349万6,436円でございます。

ここで、説明を交代させていただきます。

○総務担当次長（江頭宣昭君）議長。

○議長（永田一伸君）江頭総務担当次長。

○総務担当次長（江頭宣昭君）消防本部総務担当次長の江頭でございます。

広域消防特別会計についてご説明させていただきます。

それでは、歳入歳出決算附属書類の21ページをお願いします。

まず、歳入決算でございますが、1款 分担金及び負担金、1項1目 市町負担金 39億8,085万9,729円は、平成30年度の当消防本部を構成いたします3市2町からの負担金でございます。

1節 経常費負担金 36億8,539万6,000円は、人件費や物件費など、経常経費に係る負担金でございます。

2節 特別負担金は、退職手当分1億3,088万1,000円、特殊車両整備分5,507万円、庁舎建設分287万6,000円、組合債償還分9,959万1,000円、地域医療連携事業分704万6,000円でございます。

2目 事業費負担金 9,848万7,718円は、筑後地域消防通信指令センターの運営経費といたしまして筑後地域7消防本部から収入したものでございます。

2款 使用料及び手数料、1項1目 施設使用料 142万9,710円は、自動販売機設置等に係る行政財産使用料でございます。

2項1目 消防手数料 425万2,100円は、危険物施設許認可事務手数料が主なものでございます。

22ページをお願いいたします。

3款 国庫支出金、1項1目 消防費国庫補助金 62万6,367円は、平成30年7月豪雨時に、広島県へ緊急消防援助隊といたしまして出動した際の国庫負担金を収入したものでございます。

2項1目 消防費委託金 493万7,120円は、総務省消防庁のモデル事業でございます女性消防吏員活躍推進事業委託金17万7,120円、消防広域化及び連携・協力構築事業委託金 476万円でございます。

5款 財産収入、1項1目 物品売払収入 408万円は、車両8台の売却収入でございます。

23ページをお願いします。

1項2目 不動産売り払い収入 233万円は、三潞消防署署長官舎跡地の売却収入でございます。

2項1目 利子及び配当金 6,395円は、財政調整基金の利子でございます。

6款1項1目 繰越金 2億9,846万5,494円は、前年度からの繰越金でございます。

7款 諸収入、1項1目 組合預金利子 1,420円は、利子収入でございます。

2項1目 雑入 2,619万6,477円は、消防救急無線デジタル化整備事業助成金2,087万4円、高速自動車国道救急業務支弁金244万9,980円、防火管理者講習会受講料230万6,500円等でございます。

24ページをお願いします。

8款1項1目 消防債 9,420万円は、高規格救急自動車1台の財源としての施設整備事業債1,130万円、Jアラート新型受信機、高規格救急自動車1台、広報車2台、三井出張所車庫増築、県防災行政情報通信ネットワーク再整備事業の財源としての緊急防災・減災事業債6,770万円、三潞消防署外構及び植栽工事の財源としての一般単独事業債1,520万円を収入したものでございます。

以上、歳入総額は、45億1,587万2,530円でございます。

続きまして、歳出決算でございます。

25ページをお願いします。

1款1項1目 常備消防費は、消防本部及び消防署の事務事業に要する経費でございます。2節 給料、3節 職員手当、4節 共済費は、消防職員381名分の人件費でございます。

26ページをお願いします。

7節 賃金 2,611万3,580円は、嘱託職員5名及び臨時職員7名の賃金でございます。

8節 報償費 134万1,494円は、救急症例検討会等に係る講師謝金、少年消防クラブ育成にかかる資器材等購入費が主なものでございます。

9節 旅費の内、費用弁償 55万3,720円は嘱託職員の通勤手当、旅費 996万4,650円は、県消防学校及び消防大学校への入校旅費が主なものでございます。

10節 交際費 40万9,820円は、消防長、消防署長公務のための交際費で

ございます。

1 1 節 需用費の内、消耗品費 6,738万3,642円は、消防活動服等、消防・救急・救助業務に必要な消耗品費が主なものでございます。燃料費 1,912万3,313円は、車両燃料及び庁舎用プロパンガス料金が主なものでございます。印刷製本費 336万3,980円は、広報紙「久留米広域消防だより」の印刷費及び、予防、救急業務に係る印刷物作成費が主なものでございます。光熱水費 3,288万5,244円は、消防本部及び消防署所の電気、水道、都市ガス料金でございます。修繕料 2,708万9,076円は、車検及び車両修繕、庁舎設備等にかかる修繕料が主なものでございます。

1 2 節 役務費の内、通信運搬費 3,314万2,336円は、一般回線、専用線及び携帯電話通話料のほか、筑後地域での通信指令回線費用や119番通報の際、災害発生場所を瞬時に把握するための発信地表示システム使用料が主なものでございます。手数料 1,017万7,343円は、救急業務に係る医師の指示手数料、酸素ボンベ等の耐圧検査手数料、資機材の点検手数料が主なものでございます。保険料 521万8,726円は、車両保険料及び消防署所の建物災害共済費が主なものでございます。

1 3 節 委託料 2億108万6,210円は、消防署所清掃、事務用機器等保守、本部庁舎や救急資機材等の点検、消防指令システム・デジタル無線保守、職員健康診断にかかる委託料が主なものでございます。

1 4 節 使用料及び賃借料 1,591万6,009円は、消防署所の下水道使用料及びパソコン等事務用機器借上料が主なものでございます。

1 6 節 原材料費 11万5,156円は、水防訓練等に必要な原材料の購入費でございます。

1 8 節 備品購入費 894万5,056円は、水難救助用資機材や救急訓練用資機材、火災原因調査用のカメラ等の購入費が主なものでございます。

2 7 ページをお願いいたします。

1 9 節 負担金・補助及び交付金 3,363万5,446円は、県消防学校及び消防大学校への入校負担金、救急救命士3名の養成に係る研修負担金が主なものでございます。

2 5 節 積立金 6,395円は、財政調整基金利子を積み立てたものでございます。

2 7 節 公課費 200万4,100円は、車両39台分の自動車重量税が主なものでございます。

続きまして、2目 消防施設費は、庁舎及び車両等の整備に要する経費でございます。

1 1 節 需用費 5,550万4,160円は、南出張所の空調機の修繕、久留米消防署及び浮羽消防署の15mはしご車オーバーホール費用でございます。

1 2 節 役務費 3万7,000円は、三井出張所の車庫増築工事の確認申請手数料でございます。

1 3 節 委託料 158万5,548円は、三井出張所車庫増築工事設計委託料1

18万9,080円、三潞消防署開庁式会場設営委託料39万6,468円でございます。

15節 工事請負費 3,482万7,520円は、三井出張所車庫増築工事1,446万4,440円等でございます。

18節 備品購入費 8,878万1,632円は、高規格救急車2台、連絡車1台、広報車2台の購入費でございます。

2款1項1目 公債費元金 3億3,407万6,063円は、25年度から28年度に発行しました組合債に係る元金償還金でございます。

28ページをお願いします。

2款1項2目 利子571万6,879円は、25年度から29年度に発行いたしました組合債に係る利子償還金でございます。

以上、歳出総額は、40億7,820万2,806円でございます。

簡単ではございますが、以上で広域消防特別会計の説明を終わらせていただきます。

○議長（永田一伸君）提案理由の説明は終わりました。

続きまして、代表監査委員に決算審査の報告を求めます。

権藤代表監査委員。

○代表監査委員（権藤満君）代表監査委員の権藤です。

当組合の平成30年度決算審査の結果について申し上げます。

当年度のお金の出入り及び残高は特に問題ありません。

会計、決算の事務については、一部に修正を要する事項がありましたけれども、大した問題ではありません。

意見書の9ページ、まとめのところに書いていますが、事業の見直しを指摘しています。ふるさと振興事業ですが、これは広域連携中枢都市圏というのが別途ありまして、事業内容がほぼ同じようなことになっていますので、この事業は統合されてはいかかかという事を指摘しております。

消防については、大川市との広域化で、職員の充足率が若干また下がっています。充足率を上げたいというのが現場の希望であります。これは各自治体の財政力もあるでしょうから、そことの兼ね合いで努力をされたいということであります。

以上が監査委員の報告であります。終わります。

○議長（永田一伸君）代表監査委員の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（石井秀夫議員が手を挙げる）

○3番（石井秀夫君）はい。

○議長（永田一伸君）3番、石井秀夫議員。

○3番（石井秀夫君）皆さんこんにちは。3番久留米の石井秀夫です。

2点についてお尋ねをしたいと思います。

昨今、大雨浸水による被害がそれぞれの地域で多発をしております。今年もそ

それぞれの地域で被害に遭われたのではないかなと考えております。心からお見舞い申し上げます。

その中で私たちが今います地域も、以前はレンコン畑が広がる地域でありまして、非常に雨が降ればすぐに浸水する、水が出るといわれる地域ではありましたが、ここに隣接したところに消防本部も設置されております。

8月28日、ご承知のように大雨となりました。7月にも大雨があったわけですが、特に8月、その時にこの一帯も浸水をし、道路全般多くの地域が被害に遭われたという事がありますので、その時の大雨の状況がこの地域ではどうであったのかという事をお伺いしたいのが1点と、またそれによって消防の活動に、何か支障が出たのではないかとこの事をお伺いしたいと思っておりますので、お答えを下さい。

そして2点目ではありますが、今述べさせていただいたような、近年、災害が多発している中において、私はひとつの手立てと申しますか、取り得る手段としましては、やはりそれぞれの地域の消防団の皆様としっかりと常備消防が連携をして、そのような災害にあたるという事が大切なことではないかと考えております。

私も消防団の活動を経験させていただきましたけれども、あの頃とは全く違う雨の降り方、台風もそうですけれども、今までの常備と非常備の連携のあり方ではいけないのではないかとこの危惧をもっておりますので、どのように消防との連携がなされていて、考え方がどうなんだという事も併せてお伺いしたいと思いますので、2点お答えをお願いします。

○救急防災課長（轟仁君）議長。

○議長（永田一伸君）轟救急防災課長。

○救急防災課長（轟仁君）救急防災課長の轟と申します。

ただ今の石井議員のご質問に対してお答えさせていただきたいと思っております。まず1点目のご質問に対してでございます。

議員ご指摘の通り、ここ数年、当本部の管轄内におきまして、大雨により多くの浸水害が発生しているところでございます。

議員ご指摘のとおり、7月21日から22日にかけて、まず断続的に大雨が降りました。当消防本部の雨量計におきまして、21日に335.5mmの雨量を観測しているところでございます。

特に朝方から昼にかけては、時間雨量90mmを超えます集中的な大雨となったことによりまして、消防本部一帯が冠水した次第でございます。

当時の状況といたしまして、最大で消防本部車庫前が約20cm、北側の前面道路境界付近が約25cm、南西側では、約30cmの冠水をしております。

消防車両の出動については、車庫前の北側前面道路、こちらから東方面につきましては、出動が可能だったというところで、当日につきましては、降雨の状況あるいは付近の冠水状況等を確認しながら、必要に応じまして、消防車両を出動可能な公共施設等に移動させておりまして、対策をとっておりましたので、災害出動できないという事態には陥ってはおおりません。

次に8月の大雨についてでございますけれども、27日から局地的に猛烈な雨

が降りました。翌28日には、大刀洗町を除きます構成市町に大雨特別警報が発令された次第でございます。

この時の消防本部の雨量計におきましては、27日が150.5mm、28日が213.5mmと2日間で364mmの雨量を観測したところでございます。この時におきましては、消防本部付近におけます冠水はなく、出動等への影響は特にございませんでした。

続きまして、2点目のご質問についてでございます。

先程も申しましたけれども、ここ数年、消防本部管内におきまして、大雨による多くの浸水害等が発生しているところでございます。議員ご指摘のとおり、災害時においては地域の実情を熟知しました消防団と連携した災害対応をどのように展開していくかという事が重要になってくると思います。

ご質問の消防団との連携の現状と致しましては、各消防署とも地元の消防団と定期的に会議を行いまして、訓練計画を立案しまして、年間を通して、火災防ぎょ訓練等に取り組むなど、災害時に確実な活動が実施できるようにと備えているところでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

(石井秀夫議員が手を挙げる)

○議長(永田一伸君) 3番、石井秀夫議員。

○3番(石井秀夫君) 答弁ありがとうございました。

広域消防本部の置かれた場所について、東方面には出動できる状態であったということは、西側方面には出動ができない状況に陥っていたということであると考えます。

いくつかの要点について、概ね大雨浸水の災害に対しては対応が出来ていたというような答弁であったんだろうと思うんですけども、あれだけの雨が、1時間あたり90mmの想定もできていなかったような大雨が降ったわけですから、私はいくつかの部分について、消防本部として何か支障が出ていたのではないかと考えています。

今、西側には出動できなかったという事もそのひとつではありますけれども、その時に様々な避難情報や気象情報が出ておりますけれども、職員さんが緊急事態に自宅からあるいは出先からこの消防本部に参集をするということが必要になってくるんだろうと思います。

そしてまた出動もする、出動については一部について支障があったという事であれば、やはり参集をしてくる職員さんや関係者の方々、そういう動きについても、私は余計に時間がかかった、あるいは消防本部まで辿り着かないということもあったのではないかとこのように思います。

ですから、その辺の事態がどうであったのか。そして冠水もさらにひどくなる場合も考えなければなりませんから、そういう事態に対してどのように対策をお考えになっていくのか。

久留米広域全体を司っていく拠点でもありますので、そのことについてもしっかりした対策対応というものをとっていかなければならない。そういう時が来て

いると思いますので、その辺の基本的な考え方について今一度お答えを下さい。

それから消防団との連携についてのところであります。この広域の中で職員さんが400名を越える常備の消防職員さんがいらっしゃいます。消防団は2,000名をはるかに超える方々が今活躍をされている。しかも、それぞれの地域で根を張って生活をしながら消防団活動に日々精進していただいている。やはり地域のことをよく知っているのも、そういう人たちのお力を借りていくということがなければ災害に対応していく力が弱くなっていくのではないかと考えております。

火災が発生した事を想定して様々な訓練をしていく。それは、私の消防団現役時代に年に1回あるいは2回土のう積みの訓練なんかもやらせていただきました。それから連携の訓練でも、水を送っていくという訓練もさせていただきましたが、そういう事だけではなく、浸水大雨に対するところの場面でも訓練を積み重ねていくことが必要だろうと思います。

今、久留米においては、組み立て式のボートが一部の分団に支給されています。早く全ての分団に支給されるとよりいいのかなという思いはありますが。

私はこのような浸水のときのボードの救助訓練、そういうものもこれから大事になっていくと考えます。

そして訓練と同時に、消防団員の皆さんと常備消防の職員の皆さんとそれぞれに顔が見える名前も分かる関係というものを、これから訓練を交えていく中でも、何か新たな手立てを取っていただいて、そういう関係も作っていく事が災害に有効に対応できる手段の一つだろうと思っておりますので、そのことについても取り組みをお願いしたいと考えますが、お答えを下さい。以上2点です。

○救急防災課長（轟仁君）議長。

○議長（永田一伸君）轟救急防災課長。

○救急防災課長（轟仁君）只今の石井議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目のご質問でございます。

議員ご指摘の通り、水害等の発生時におきまして、消防本部等の機能を維持するためには、職員が確実に参集する必要があるがございます。

この為に、過去には自家用車での参集が不可能な場合を想定して、徒歩、自転車による参集訓練を実施した事がございます。

ところが近年の災害発生状況に鑑みますと、今後様々な状況を想定した参集訓練等を実施していく必要があるのではないかと認識しているところでございます。

職員にありましては、非常招集に備えまして、近年の道路の冠水状況を事前にしっかりと把握をしまして、各自で参集経路を考慮しているところではございますけれども、消防本部等が冠水等により駐車出来ないということになれば、参集が出来ないようになるわけでございます。

今後、消防本部が冠水する恐れがある場合に備えまして、短期的な視点と致しまして、他の場所に一時的に駐車場を確保するといったことなど、災害時に確実に職員が参集できるようにする方策について検討していきたいと思っております。

加えまして、様々な災害時においても消防本部が防災拠点としての機能を維持

できるように、長期的な観点も含めまして、様々な研究検討を進めて参りたいと考えておるところでございます。

2点目のご質問につきまして、引き続き答弁させていただきます。

2点目につきましては、議員からございましたように、当本部管内には6つの消防団がございます。団員総数は約2,700名となっておりますところでございます。

また、各消防団に対してボートやライフジャケットなど水害用の資機材の配備が進められているということも承知いたしております。

一部の消防団におきましては、消防本部と連携いたしまして水防訓練等と併せて、浸水害用ボートの取り扱い訓練等を実施しておりますけれども、現状では、議員からご指摘がありましたとおり、いずれの消防団も火災防ぎょ訓練が中心となっているような状況でございます。

これにつきましても、議員ご指摘のとおり、近年の災害傾向あるいは消防団の機能向上を踏まえまして、今後は、火災防ぎょ訓練に加えまして、浸水害対応訓練など、各消防団と十分に協議しながら実施していく必要があるというふうに認識しているところでございます。今後、更なる効果的な連携のあり方も含めたところで、協議、調整のうえ進めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、災害発生時に消防本部と消防団が連携いたしまして住民の安全を守るためには、石井議員がおっしゃったとおり、日頃から顔の見える関係を構築しておくことが極めて重要であると認識しておるところでございます。

そのため、訓練終了後におきましては、検討会や意見交換の場を設けまして、連携を深めているところではございますけれども、今後も、より一層消防団との交流、連携強化に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（永田一伸君）他に質疑はございませんか。

（佐藤晶二議員が手を挙げる）

○7番（佐藤晶二君）はい。

○議長（永田一伸君）7番、佐藤晶二議員。

○7番（佐藤晶二君）7番の久留米の佐藤でございます。

2点質問させていただきます。

1点目は、この議会にとって、大変、財源の話は厳しい話ではありますが、平成30年度小児救急医療支援事業について、この年、昨年ですけれども、働き方改革がありまして、各医療機関、大変厳しい状況になっておられるという中で、やはりこの広域圏は医療のまちでありまして、この医療がしっかり支えている事によって、安心安全が保たれていると思います。

30年度の働き方改革によって、病院等々から特に聖マリアさんからだろうとは思いますが、色々ご協議をされたと思いますので、その点について答弁をお願いしたいと思います。

2点目ですけれども、広域消防本部の関係でございまして、今、石井議員より質問がございましたように、水害等々がございまして、大変活躍していただいた

ことに心より感謝申し上げたいと思います。

その中でこの資料を見ますと、まだ装備備品の中にドローンというのが全然入っていないと。

検討されているとは思いますが、やっぱり孤立したり水害があったりすると、これからは最低必要になる話だろうと。情報が一番大事でありますし、夜間であれば尚更の事でありますし。また、崖崩れ等々を考えると、当然空からの監視というのが必要になってくると思います。

これについては、どのように検討されておりますか。お伺いします。

○事務局理事（衛本みどり君）議長。

○議長（永田一伸君）衛本事務局理事。

○事務局理事（衛本みどり君）事務局の衛本でございます。

小児救急医療支援事業についてでございますけれども、ご質問にありましたように、小児救急医療支援事業につきましては、その運営に関わります円滑な運営のために、運営委員会を設置いたしておりまして、小児救急運営委員会の中で、そういったお話が出たところでございます。

働き方改革に伴いまして、病院の方にも労基が入って、色んなご指摘を受けたというお話で、小児救急医療支援事業にも影響が出てくるのではないかとといったお話等もございました。

今後の支援事業のあり方につきましては、現在、様々なところの運営のやり方ですとか、そういったものを調査した上で検討していくという事で、まだはっきりしたお答えとか、お話が出来ているわけではございませんけれども、そういったご意見が出たところでございます。以上でございます。

○救急防災課長（轟仁君）議長。

○議長（永田一伸君）轟救急防災課長。

○救急防災課長（轟仁君）救急防災課長の轟でございます。佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

ドローンにつきましては、議員ご指摘のとおり大規模な災害発生時等において被害状況の早期把握や地上からの進入困難な場所における捜索活動など、様々な活用が期待できるところでございます。

当消防本部管内には、筑後川や耳納山地を抱えておりますので、平成24年、29年の九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、更には今年の豪雨の経験を踏まえますと、今後、浸水災害や土砂災害などの大規模災害に直面する可能性は十分にあると考えております。

そのため、ドローン導入に向けまして、昨年度でございますが、地元業者の協力を得まして、筑後川での水難事故、耳納山麓での事故を想定しまして、ドローンによって上空から撮影し、映像の範囲や鮮明度などを検証したところでございます。

本年度につきましては、操縦者の養成を進めたいと考えております。その後、実証機を購入いたしまして、具体的な運用方法あるいは墜落の危険に対する安全対策につきまして、検証、検討を進める計画としておるところでございます。

また今後、先進都市の運用方針、あるいは必要な教育、維持管理方法など情報収集を行いましたところで、実証機による検証を踏まえて、効率効果的な運用態勢を構築いたしまして、できるだけ早い段階で実災害での運用を開始できるように取り組むとともに、民間企業との協定についても進めて行きたいと考えておるところでございます。以上です。

(佐藤晶二議員が手を挙げる)

○議長(永田一伸君) 7番、佐藤晶二議員。

○7番(佐藤晶二君) ありがとうございます。

最初に言いました小児救急医療でございますけれども、久留米、そして広域圏の中では、やはり費用の関係をしっかり守ることが大事だと思っております。

そのためにはやはり働き方改革で、労働基準監督署が入って、各病院の中では大変なご苦勞があったということですので、それを頼りにしている私たちも、小児救急医療も含みますので。また時間もですね、19時から23時という時間帯ですけれども、もう少し広くできるんじゃないかと思っておりますので、検討いただきたいと思いますが、それについていかがでございましょうか。

2点目のドローンであります。検討はされてあると思います。

ここ筑後川は非常に大河でありまして、今度の大雨でも、河川敷いっぱい水位があがりました。昔はペットボトルで飛ばしてロープを渡すとかいう話がありましたが、それよりかはるかにドローンで渡したほうが正解だろうと思っておりますし、土砂崩れや山崩れがあった時に、どういう状況か調べるためには、夜間の飛行も必要だろうと思っておりますし、相当な技術が必要だと思います。

それについて、どのようにご理解、検討されたかをお伺いしたいと思います。

○事務局理事(衛本みどり君) 議長。

○議長(永田一伸君) 衛本事務局理事。

○事務局理事(衛本みどり君) 小児救急医療支援事業についてでございますけれども、

この事業は小児科医の不足が全国的に問題となる中で、当圏域においても、夜間の小児救急患者の集中により待ち時間の長時間化ですとか、医師の過重労働、そういったことが課題となっていたことから、受診者の多い準夜間帯の19時から23時に聖マリア病院内に小児救急センターを開設いたしまして、医師の負担軽減と受診者の待ち時間の短縮につなげていくということで実施をしているところでございます。

この事業の一番重要なところは、安定した事業の継続ということだろうと考えております。

ご質問にもございましたとおり、医師の働き方改革の影響を考えると、医師不足を起因とした長時間労働が問題となっている中では、長時間労働の削減や負担軽減の観点からも開設時間の延長ということになりますと、その流れに逆行することになるのではないかというふうに考えますので、慎重に検討する必要がありますのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○救急防災課長(轟仁君) 議長。

○議長(永田一伸君) 轟救急防災課長。

○救急防災課長(轟仁君) 佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、ドローンの操縦に関しましては大変難しゅうございます。
公的な免許あるいは国家資格はございませんけれども、夜間飛行を行う場合とか操縦者からドローンの機体自体が見えないといったような場合、目視外飛行を行う場合などは、航空法上、国土交通大臣の許可が必要となっているところでございます。

この飛行許可申請を行うに当たりまして、10時間以上のドローン飛行経歴が求められるようになります。講習会等への参加あるいは独自の訓練が大変必要になってくると思っております。

但し我々が行うような、捜索、救助を目的とするような場合におきましては、航空法によりまして、当該許可については不要とされているところではございませんけれども、様々な災害現場においてドローンを的確に操縦するためには、やはり高度な操作技術と安全面に関する措置が必要不可欠だと思っております。

このため、福岡県消防学校におきまして、本年度、お願いをして開催をさせていただいたドローン研修、こちらのほうに2名の職員を派遣させていただいたところでございます。

今後につきましても、計画的に消防学校への職員の派遣を実施していくとともに、ドローン操縦シミュレーター等を導入いたしまして、内部でのしっかりとした操縦訓練等を継続的に実施してまいりたいと考えておるところでございます。
以上です。

○議長（永田一伸君）他に質疑はありませんか。

（組坂公明議員が手を挙げる）

○14番（組坂公明君）はい。

○議長（永田一伸君）14番、組坂公明議員。

○14番（組坂公明君）こんにちは。14番うきは市の組坂でございます。大雨の関連について、違った角度から質問させていただきたいと思っております。

毎年大雨が降っている中で、台風もあと何日かするとまた来ていて、今年も台風の被害がありました。そこで消防本部重点施策等に毎年掲げられている地域の防災体制づくりについて伺いたいと思っております。

まず、消防本部の自主防災組織の設置率、設置状況についてどういった状態になっているか伺いたいと思っております。

○予防課長（出利葉操君）議長。

○議長（永田一伸君）出利葉予防課長。

○予防課長（出利葉操君）予防課長の出利葉でございます。組坂議員のご質問にお答えいたします。

自主防災組織の結成及び指導・育成については、地域防災計画に基づき、各市町において事業が推進されているところでございます。ご質問の自主防災組織の結成率でございますが、構成市町の防災担当部局へ確認しましたところ、久留米市、小郡市、大刀洗町、大木町が100%でございます。大川市が88%、うきは市が78.5%となっております。以上で答弁を終わります。

(組坂公明議員が手を挙げる)

○議長(永田一伸君) 14番、組坂公明議員。

○14番(組坂公明君) 私が思うに、災害に立ち向かうというのは、自主防災組織が機能しなければ、消防力だけではどうにもならないと思っています。

重点施策に自主防災組織等各種団体の支援と避難行動要支援者の安全対策について掲げられていると思いますが、消防本部の具体的取組内容と課題について伺いたいと思います。

○予防課長(出利葉操君) 議長。

○議長(永田一伸君) 出利葉予防課長。

○予防課長(出利葉操君) 組坂議員のご質問にお答えいたします。

自主防災組織等各種団体の支援と避難行動要支援者の安全対策に分けてお答えいたします。

まず、自主防災組織等各種団体の支援についてでございますが、自主防災組織に対しましては、依頼に応じた訓練指導を実施しており、応急手当てや初期消火訓練を始め、地震体験車による地震体験を行うことにより、防火・防災意識の普及啓発及び災害対応力の向上に努めております。また、女性防火クラブや防災協会等の外郭団体に対しましては、防災研修会の開催や、防火ポスターの配付等により、防火思想の普及啓発を図っているところでございます。

消防が担当しております訓練に関する課題といたしましては、組織が結成されている地域においても、定期的な訓練が実施されていない状況が見受けられる点であると認識しております。

災害発生時に自主防災組織が適切に機能するためには継続した訓練を実施することが何より重要となりますので、消防といたしましては、今後も自主防災組織における訓練の推進方法について、構成市町の防災担当部局と協議調整を図っていく必要があると考えております。

次に、避難行動要支援者の安全対策についてでございます。

当消防本部の取り組みとしては、災害予防の一環として、火災予防運動期間中に緊急通報システム設置者や一人暮らしの高齢者宅に対する防火指導を実施しております。この二つの防火指導は一人ひとりに行き届いた指導を行うため、各家庭を訪問し、居住環境に応じて実施するものであります。この他にも地域の公民館で行われている老人会等の集まりに出向し、集団に対する防火指導を実施するなど、主に火災予防のための指導を実施しております。

また、災害時の対応といたしましては、構成市町が作成する避難行動要支援者名簿を基に、要支援者情報を指令センターの地図情報に反映させ、災害時の円滑な活動のために活用しております。

現状としまして、避難行動要支援者名簿につきましては、災害時の活用に限定した協定となっておりますので、今後は、災害予防のための名簿の活用方法等について、各市町との協議・調整を図っていく必要があると考えております。以上でございます。

(組坂公明議員が手を挙げる)

○議長（永田一伸君） 14番、組坂公明議員。

○14番（組坂公明君）今、ご回答いただきましたが、実現できるような形でないと災害に立ち向かうことができない。当然、そうすると、死者が出たり、怪我人が出たりということになるんだろうと思います。

私も地元のほうで、減災のための事業を進めていかなければならないのではないかとやっているところですが、なかなか財政難の中で、そういったハード事業、減災のためのハード事業をできない状況であります。必ず災害があつてから、それに対する災害復旧工事、そういった対応になっている状況でございます。

では、何をしないとイケないのか。やっぱりそれは自主防災の育成だろうと思っております。

大規模災害があつた時に、行政、消防団や消防署、防災関係機関だけでは、到底立ち向かう事が出来ませんので、自主防災組織の育成の強化が大変重要だと考えております。

実際に各構成市でやっていると思いますが、本当に機能しているのか。毎回大雨の度に、避難勧告、避難指示が出てくるが、地域の自主防災組織が本当に機能しているのか。そういったことを検証する必要があるかと思っております。

私が言いたいのは、自主防災組織の育成について、消防機関のほうも積極的に市町と連携して取り組んでいただきたいというのが希望でございます。

最後に、消防長のお考えなり思いがございましたらお願いしたいと思っております。

○消防長（秋吉弘章君）議長。

○議長（永田一伸君）秋吉消防長。

○消防長（秋吉弘章君）消防長の秋吉でございます。

大規模災害等が発生した場合には、議員ご指摘の通り、公的機関が行う公助には限界がございまして、過去の災害事例を見ましても住民の自助、共助により多くの人命が救われております。そのようなことから、議員がおっしゃるように自主防災組織の育成強化の取り組みは非常に重要であると認識しております。

自主防災組織の育成につきましては、行政、消防それぞれの役割がある中においても、共通の目的は議員がおっしゃるように実際に災害が発生した場合に、結成された組織が適切に機能し、地域の被害を最小限に抑えることであると思っております。

消防といたしましては、今後も訓練等の充実に努めていくことはもちろんでございますが、それぞれの組織の実情等の共有、そして消防の視点による助言などを積極的に行いながら、構成市町防災担当部局との一層の連携のもとで、地域防災力の向上に努めていきたいというふうに考えておりますので宜しくお願いします。以上でございます。

○議長（永田一伸君）他に質疑はありませんか。

（田中功一議員が手を挙げる）

○4番（田中功一君）はい。

○議長（永田一伸君）4番、田中功一議員。

○4番（田中功一君）4番、久留米の田中でございます。

1点だけ質問させていただきます。

分かりきったことではあるかと思えますけれども、先ほど監査委員からの報告にもございました充足率の関係でございます。

広域ということでピンポイントの災害におきましては、広域的な人の動かし方というのはございますけれども、大規模災害または広範囲にわたるものにつきましては、全体的な充足率が左右していくと考えられます。

筑後川大河を抱えております。水害もそうですけれども、これから想定される地震に対してもどうなのか、そういった部分では、この充足率が大きな課題であるというふうを考える次第でございます。

監査の方からも、新たな定員管理計画を完成させるようにということで指摘がございました。今後の定数管理について、方向性というのをひとつ教えていただきたいと思えます。以上でございます。

○消防長（秋吉弘章君）議長。

○議長（永田一伸君）秋吉消防長。

○消防長（秋吉弘章君）消防長の秋吉でございます。

充足率の向上につきましては、平成30年2月の組合議会でも、議員の方から質問がございまして、取り組みを開始いたしましたところで、その後の30年8月議会で、全員協議会の中でも私どもの充足率の状況をご説明したところでございます。

具体的に申しますと、国の一定の人員等の消防力を決めている、消防力の整備指針というものがございしますが、そこに照らし合わせますと、私どもの職員の充足率は、大川市消防本部と統合しましたが、現在約63%程度でございます。

中核市を管轄する消防本部の平均値が約79%ということで、非常に大きな開きがあるような状況でございます。

この充足率の向上につきましては、現在大川市と統合いたしまして、新たな定員管理計画を作成するようにしております。

しかしながら当然、人件費の負担増が伴ってまいりますので、その分につきましては、構成市町の財政状況等を十分踏まえて十分協議した上で、この計画の中で段階的に、最低限の人員増はしていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

（田中功一議員が手を挙げる）

○議長（永田一伸君）4番、田中功一議員。

○4番（田中功一君）今、消防長の方からもございましたけれども、先ほど監査からご指摘がありまして、各構成する団体の財政力というのも大きな影響があるということでございました。

そういった中で具体的にタイムスケジュールを踏まえまして、どう取り組んでいくのかをひとつ出さなければ前に進まないのではないかと思います。その考え方についてももう一度お願いします。

○消防長（秋吉弘章君）議長。

○議長（永田一伸君）秋吉消防長。

○消防長（秋吉弘章君）定員管理計画につきましては、本年度中を目処に作成したいと思っております。

人員を増員する場合は、当然、定数条例等の改正が必要になりますので、議員の皆様方におかれましても、適宜状況等をご報告しながら進めていきたいと考えていますので、宜しくお願いします。

○議長（永田一伸君）他に質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終結して、これより討論を行います。

討論はありませんか。

（佐藤晶二議員が手を挙げる）

○7番（佐藤晶二君）はい。

○議長（永田一伸君）7番、佐藤晶二議員。

○7番（佐藤晶二君）7番、久留米の佐藤です。

2点質問いたしました。まず小児救急医療ということですが、子どもの病気というのは時間を選ばない。いつ病気になるか分からない。そういうことでいきますと、時間を拡大するというのそういう意味で言っておりまして、ですので、働き方改革をこの議会でする必要はないわけですから、問題になるのは、お医者さんの数を増やすとか、そういうことで、財源的には大変厳しい折ですけども、そこを考えていくべきじゃないかなと思っておりますので、どうぞご検討いただきますようお願いいたします。

2つ目のドローンの話であります。ドローンは昼間飛ばすだけではありません。夜飛ばすこともありますから、備品としてはかなりかかるかもしれませんけれども、赤外線カメラ並びに防水機材でないといけませんし、なおかつ、夜間であれば拡声器等々付けて飛ばさないといけない。そうすると結構高い金額になるのかなと思っておりますが、どうぞ検討されて役に立つドローンを作っていたきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（永田一伸君）他に討論はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ないようですので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第4号までの4件の決算を、認定することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第4号までの4件は、いずれも認定することに決定いたしました。

◎ 会議時間の延長

○議長（永田一伸君）ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(『異議なし』と呼ぶ者あり)

◎ 日程第 9 第 9 号議案

○議長（永田一伸君）次に、日程第 9、第 9 号議案「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についての専決処分について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長（大久保勉君）第 9 号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についての専決処分について の提案理由につきまして、説明申し上げます。

本件は、平成 31 年 3 月 31 日限り、ふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合が解散され、福岡県市町村職員退職手当組合から脱退すること。平成 31 年 4 月 1 日から、ふくおか県央環境広域施設組合が、新規設置により福岡県市町村職員退職手当組合に加入すること。これらのことに伴い、同退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、同組合規約の変更をするため、地方自治法の規定により議会の議決を求める必要が生じましたが、緊急を要したため、専決処分をいたしておりますので、ここにご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（永田一伸君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第 9 号議案を、承認することにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第 9 号議案は、承認されました。

◎ 日程第 10 第 10 号議案

○議長（永田一伸君）次に、日程第 10、第 10 号議案「久留米広域市町村圏事務組

合火災予防条例の一部を改正する条例制定の専決処分について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長（大久保勉君）第10号議案久留米広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の専決処分について の提案理由につきまして、説明を申し上げます。

本件は、不正競争防止法等の一部を改正する法律並びに住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改正し、住宅用防災警報器等の設置免除規定を1号追加するものでございまして、条例の一部を改正するにあたり、緊急を要したため、専決処分をいたしておりますので、ここにご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（永田一伸君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第10号議案を、承認することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第10号議案は、承認されました。

◎ 日程第11 第11号議案

◎ 日程第12 第12号議案

○議長（永田一伸君）次に、日程第11、第11号議案「交通事故による損害賠償の専決処分について」及び日程第12、第12号議案「交通事故による和解契約締結の専決処分について」の2件は、いずれも公務遂行中に発生した交通事故に関する議案でありますので、一括して議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長（大久保勉君）第11号議案及び第12号議案の2件の提案理由につきまして、一括してご説明申し上げます。

この2件は、交通事故による損害賠償額の決定及び和解について緊急を要したため、専決処分いたしましたので、ここにご報告申し上げ、承認を求めるところでございます。

まずは、第11号議案 交通事故による損害賠償の専決処分についてでございます。

本件は、平成31年3月9日、久留米市において、緊急走行中の救急自動車が、交差点に東側から進入した際、北側から進入してきた車両と接触し、双方の車両の一部を破損、救急自動車の同乗者に背部痛、肩部痛を負わせたものでございます。

和解内容といたしましては、相手側に損害賠償金として車両修繕料2万1,600円を支払い、同乗者に損害賠償金として治療費及び慰謝料等18万2,714円を支払うものでございます。

次に、第12号議案 交通事故による和解契約締結の専決処分についてでございます。

本件は、平成31年3月29日、久留米市において、公務により運行中の軽乗用車が、対向車両と離合する際、両車両の右ドアミラー同士が接触し破損したものでございます。

和解内容といたしましては、組合側の損害額2万3,598円及び相手側の損害額3万3,480円を各自それぞれが負担するものでございます。

以上で、2件の専決処分についての説明を終わりますが、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永田一伸君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第11号議案及び第12号議案の2件を、承認することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第11号議案及び第12号議案の2件は、いずれも承認されました。

◎ 日程第13 第13号議案

○議長（永田一伸君）次に、日程第13、第13号議案「久留米広域市町村圏事務組合手数料条例の一部を改正する条例制定の専決処分について」を議題といたしま

す。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長（大久保勉君）第13号議案 久留米広域市町村圏事務組合手数料条例の一部を改正する条例制定の専決処分について の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の手数料の標準化に関する政令の一部改正に伴い、屋外タンク貯蔵所の設置許可の事務に係る手数料の金額を変更するため、条例の一部を改正するにあたり、緊急を要したため、専決処分をいたしておりますので、ここにご報告申し上げ、承認を求めますのでございます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（永田一伸君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第13号議案を、承認することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第13号議案は、承認されました。

◎ 日程第14 第14号議案

◎ 日程第15 第15号議案

◎ 日程第16 第16号議案

○議長（永田一伸君）次に、日程第14、第14号議案「財産（高規格救急自動車）の取得について」から日程第16、第16号議案「財産（救助工作車）の取得について」までの三件は、いずれも消防車両の財産の取得に関する議案でありますので、一括して議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長（大久保勉君）第14号議案から第16号議案までの3件の提案理由につきまして、一括して説明申し上げます。

この3件は、各消防署に配備している消防車両の老朽化に伴いまして、新たに、高規格救急自動車3台、小型水槽付消防ポンプ自動車1台及び救助工作車1台を

取得しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永田一伸君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第14号議案から第16号議案までの3件を、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第14号議案から第16号議案までの3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第17 第17号議案

○議長（永田一伸君）次に、日程第17、第17号議案「久留米広域市町村圏事務組合監査委員の選任について」を議題といたします。

まず、事務局に議案を朗読させます。

（書記議案朗読）

○議長（永田一伸君）議案の朗読は終わりました。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長（大久保勉君）第17号議案 監査委員の選任についての提案理由を説明申し上げます。

本件は、当組合の議会選出の監査委員であります、山内剛氏の議員任期が、本年9月30日をもって満了しましたことに伴い、その後任の委員として、中島和正氏を選任することについて、地方自治法の規定により議会の同意を求めるものでございます。

何卒、ご審議のうえ、満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永田一伸君）提案理由の説明は終わりました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、17番 中島和正議員の退席を求めます。

（中島 和正議員 退場）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

只今議題となっております第17号議案を、同意することにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第17号議案は、同意することに決定いたしました。

それでは、先ほど除斥いたしました中島和正議員の入場を求めます。

(中島和正議員 着席)

中島和正議員に申し上げます。久留米広域市町村圏事務組合監査委員の選任につきましては、採決の結果、これに同意することに決定いたしました。お知らせします。

次に、お諮りいたします。

本議会において議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議決された案件で、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

◎ 日程第18 会議録署名議員の指名

○議長(永田一伸君) 次に、日程第18、「会議録署名議員の指名」を行います。

4番、田中 功一 議員、

17番、中島 和正 議員

を指名いたします。

◎ 閉 会

以上で、本議会に付議された案件は、全部終了いたしました。

よって、令和元年第3回久留米広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でございました。

＝午後5時10分閉会＝

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

議 員

議 員